

「茨城県災害ボランティア登録」における団体登録の開始について

茨城県では、令和2年12月に制定された「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、災害ボランティア活動の支援・促進に取り組んでいます。

「茨城県災害ボランティア登録」は、災害時のボランティア活動の円滑化に備え、災害時に災害ボランティア活動をしていただける方や、災害ボランティア活動に興味がある方などに予め登録をしていただき、災害時だけでなく平常時から、災害ボランティア活動に関する様々な情報をメールにて配信する制度です。令和3年度から実施しており、登録は年度単位となります。

令和4年度は、4月18日から個人登録を開始したところですが、この度、新たに**団体登録**を開始しますので、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 団体登録の募集開始日

令和4年5月31日（火）

※登録募集期間：令和5年2月28日まで

※登録有効期間：令和5年3月31日まで（年度単位で登録いただきます。）

2 登録対象団体

茨城県内で災害が発生した際に、災害ボランティア活動を希望する団体又は同活動に興味がある団体

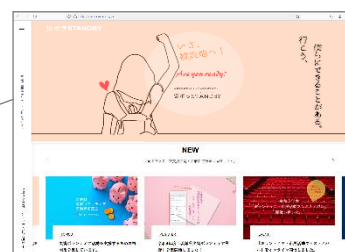
※登録するにはメールアドレスが必要となります。

3 登録方法

県福祉政策課HP又は令和4年3月30日に開設した特設サイト「災ボラSTANDBY（スタンバイ）」から、「災害ボランティア登録」の団体登録用フォームにアクセスし、オンライン申請を行います。

※「災ボラSTANDBY」URL

<https://saiborastandby.jp/>



4 登録者への配信情報

災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター開設に関する情報 ・災害ボランティア募集に関する情報 など
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関する研修情報 ・災害ボランティアに関するイベント情報 など